

「エネルギーのミカタ」利用規約

この利用規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社ハルエネ(以下「当社」といいます。)が提供する「エネルギーのミカタ」(以下「本サービス」といいます。)の内容およびご利用条件について定めるものです。

第1条(目的)

本サービスは、第4条に定義する会員の電気料金最適化や顧客サポートの向上を目的とし、本規約に定める内容を提供します。

第2条(適用)

1. 本規約は、当社と会員との間で成立する本サービスの利用に関する契約(以下「利用契約」といいます。)に関し適用されるものとします。
2. 当社は、関係法令の改正もしくは社会的・経済的情勢の変動などにより変更が必要な場合またはその他の事由により当社が必要と判断した場合には、会員の下承を得ることなく、民法第548条の4の規定に基づき、本規約を随時変更することができるものとします。
3. 当社は、本規約を変更する場合、事前に変更後の規約を当社のWEBサイトに掲載するなど、当社が適切と判断する方法により告知及び周知するものとし、当社が定めた変更期日に変更の効力が生じるものとします。

第3条(サービス内容)

1. 本サービスは、下記内容で構成されます。
 - (1)電気代実績レポートの発行
毎月1回、会員の電気利用状況に関する分析を記載したレポートを発行します。
 - (2)プレミアムカスタマーサポート
会員専用の電話窓口により問い合わせ等に対応します。なお、状況によっては、後日の対応になる場合があるものとします。
 - (3)早期明細発行サービス
通常よりも早期に、電気利用料金等の明細書を発行します。
2. 本サービスの詳細は、別紙に記載のとおりとします。

3. 当社は本規約のサービス内容・受付条件等の詳細は、当社が別途定める書面またはウェブサイトに記載します。

第4条(会員資格)

1. 本サービスを利用できる会員(以下「会員」といいます。)は、本規約に同意いただき、当社所定の申込手続きを経て、当社の承諾を得た方とします。また、当該申込手続きを行えるのは、当社が提供する電気供給サービスのうち高圧プラン(以下「電気供給サービス」といいます。)の利用契約者に限ります。
2. 本サービスの利用契約は、電気供給サービスのご利用地点(以下「需給地点」といいます。)1か所に対して1契約とし、会員が複数の地点で電気供給サービスを契約している場合、当社が別途承認した場合を除き、全ての需給地点に対して本サービスの利用契約が必要です。

第5条(サービス利用期間)

1. 会員がサービス提供を受けられる期間(以下「サービス利用期間」といいます。)は、電気供給サービスと同時に本サービスの利用契約を締結した会員は電気供給サービスに基づく電気供給の開始日から、既存の電気供給サービスに追加で本サービスの利用契約を締結した会員は申込日が属する月の翌月1日から、12か月とします。ただし、サービス利用期間の満了月の25日(当該日が土日祝日、年末年始に該当する場合は、その前の日)までに、会員または当社より契約終了の申出がない限り、サービス利用期間の満了日の翌日以降同一条件で12か月間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 前項の定めに関わらず、本サービスが附帯する電気供給サービスの契約が、理由の如何を問わず終了した場合は、電気供給サービスの終了日を以て本サービスも終了します。

第6条(利用方法)

会員は、本規約および当社の案内・通知に従い、自らの責任で本サービスを利用するものとします。

第 7 条(内容変更・中断)

1. 本サービスは、目的の遂行に必要な場合または経済情勢の変動等のやむを得ない事情が生じた場合は、会員の承諾または会員への事前通知なく内容を変更し、提供の一部を中止できるものとします。また、以下の場合、本サービスの提供を中断することができるものとします。
 - (1) 震災・火災・洪水・津波・戦争・騒乱・労働争議
 - (2) システム障害・停電
 - (3) 本サービスに係わるシステムの定期的または緊急に行う保守・点検
 - (4) その他予測できない非常事態
2. 提供が中断される場合、当社は合理的な方法で会員に速やかに通知します。

第 8 条(料金)

1. 会員は、本サービスを利用するにあたり、以下の料金(以下「利用料」といいます。)を支払うものとします。なお、支払われた利用料は、当社が申込を承諾しなかった場合を除き、解約・取り消し・解除その他理由の如何を問わず(本規約第 5 条(サービス期間)第 2 項により会員と当社の契約が終了した場合を含むがこれに限られないものとします。)返還しないものとします。

月額:金 9,800 円(税別)

2. 利用料は、本サービスの利用開始日の属する月から発生するものとし、日割計算はしないものとします。
3. 会員は、前各項に定める利用料を、料金発生日が属する月の翌月に到来する、本サービスが附帯する電気供給サービスに関する対価の支払期日までに、当社に対して支払うものとします。
4. 当社は利用料を本サービスが附帯する電気供給サービスの対価と併せて会員に対して請求するものとし、会員は電気供給サービスに対する対価の支払方法と同一の方法にて支払うものとします。なお、利用料金支払いに関連して発生する手数料等の費用は、利用者の負担とします。
5. 当社は、利用料の回収について、第三者に委託する場合があります、会員はこれを承諾するものとします。
6. 会員は、支払期日を経過しても利用料その他の利用契約に基づく債務を支払わない場合には、支払期日の翌日から完済の日に至るまで年 14.6%の割合(年当たりの割合は、平年に

属する日については 365 日当たりの割合とし、閏年に属する日については 366 日当たりの割合とします。)による遅延損害金を支払うものとします。但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。

7. 当社は、利用料その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとします。
8. 当社は、第4項にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、利用料を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

第 9 条(解約違約金)

1. 会員は、本サービスの契約期間中に、本サービスを理由の如何を問わず解約または解除された場合、解約違約金として、以下の金額(以下「解約違約金」といいます。)を当社に対し支払うものとします。

解約違約金: 利用料 × (12 ヶ月 - 解約日時点での経過契約月数)

2. 当社は解約違約金を、本サービスの終了日が属する月の利用料に合算して会員対して請求するものとし、解約違約金の支払いについては、第 8 条(料金)の定めに従うものとします。
3. 第 1 項の定めに関わらず、更新月(本サービスの利用開始月(第 5 条(サービス利用期間)に基づき本サービスの利用契約が更新された場合は、更新された月とします)を 1 か月目とした 12 ヶ月目を指します。)で本サービスの利用契約を解約した場合は、会員は解約違約金の支払を免れるものとします。

第 10 条(会員情報の変更)

1. 会員は、当社に届け出る契約者名、住所、電話番号、メールアドレス等又は本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードの番号若しくは有効期限等、申込情報に変更があった場合は、当社所定の方法により速やかに変更手続きを取るものとします。また、申込情報の変更は会員の申し出により行います。

2. 会員が、本条第 1 項の変更手続がなかったこと、若しくは変更手続を遅滞したことにより、会員が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第11条(退会・会員資格取消)

1. 会員が退会を希望する場合には、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。この場合、毎月25日(当該日が土日祝日、年末年始に該当する場合はその前の日)までに当社に通知のあったものについては当該通知のあった月の末日に、毎月26日以降に当社に通知のあったものについては当該通知のあった月の翌月の末日に退会があったものとします。ただし、本サービスが附帯する電気供給サービスが終了した場合は、電気供給サービスの終了日とします。
2. 会員が次のいずれかに該当した場合、会員は会員としての資格を喪失するものとし、当社は即時に本サービスの提供を停止いたします。
 - (1) 入会申込み時に虚偽の申告をした場合
 - (2) 本サービスの利用料の支払いを怠った場合
 - (3) 本規約または諸規定の定めに違反した場合
 - (4) 不要な問い合わせや悪質ないたずら等で本サービスの業務に支障をきたした場合
 - (5) 暴言・暴力やハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷つける行為や言動があったとき、または、あったと当社が認めた場合
 - (6) 暴力団、カルト的宗教団体、反社会的勢力またはこれらに準ずるものの構成員、または準構成員であることが判明した場合
 - (7) 当社及びその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合
 - (8) その他、当社が会員として不適切とみなした場合

第12条(禁止事項)

1. 会員は、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本サービスを利用資格のない第三者に知らしめ、当社に本サービスを提供させる行為
 - (2) 本サービスを営利目的で利用する行為、本サービスを通じて営利を得るまたはその準備を目的とした利用行為
 - (3) 本サービスに関するチラシ等に記載されている内容を超えるサービス提供を求める行為または本規約を逸脱する行為およびそれに類する行為

- (4) 本サービスに係わる個人・法人・団体を誹謗中傷する行為
- (5) 本サービスに係わる個人・法人・団体が保有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為、または侵害する恐れがある行為
- (6) 本サービスに係わる個人・法人・団体に不利益または損害を与える行為または与える恐れのある行為
- (7) 政治・選挙・宗教活動および個人の思想による活動の一切とそれに類する行為
- (8) 犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為またはそれに関連する行為
- (9) 法律に違反する行為または違反の恐れのある行為
- (10) その他、本サービス利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し不適切と判断される行為

2. 当社は、会員が前項各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供の一部又は全部を停止し、若しくは利用契約を解除することができるものとします。

3. 当社は、前項に基づき本サービスの一部又は全部の提供を停止したこと、若しくは利用契約を解除したことにより会員に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

第 13 条(本サービスの廃止)

- 1. 当社は、当社の判断により、本サービスの全部又は一部を一時的に又は永続的に廃止することがあります。
- 2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、利用者に対し、本サービスを廃止する日の 30 日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。
- 3. 本条第 1 項により当社が本サービスを廃止した場合、当社は利用者に対し、何ら責任を負わないものとします。

第14 条(免責事項)

- 1. 当社は、会員が本サービスの利用によって生じた会員の損害(他者との間で生じたトラブル等に起因する損害等を含む)等について、当社による故意または重過失の場合を除き、一切の責任を負いません。

2. 当社は、会員がその有効期間中に本サービスを利用できなかったことによる不利益の発生等について、一切の責任を負いません。
3. 情報の利用について、これを会員に強制するものではなく、利用した責任は会員に帰属するものとします。
4. 当社は、その状況等に鑑みて、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒否する場合があります。
5. 当社は、オペレーターの説明に基づいて利用者が実施した手続・作業等の内容について保証するものではありません。また、当社はオペレーターの説明に基づいて利用者が実施した手続・作業等の実施に伴い、生じる利用者の損害について、一切の責任を負いません。
6. 通信回線や移動体通信機器等の障害等による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他本サービスに関して本サービス利用者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
7. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。(サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)

第15条(個人情報の取り扱い)

1. 当社は、会員の個人情報について「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」その他の法令を遵守し、当社が別途公表するプライバシーポリシー(それに類する個人情報保護方針等の規定及び本契約の締結日後にそれらの規定が変更されたものを含みます。)の規定に順次取り扱うものとし、会員はあらかじめこれに同意するものとします。
2. 当社は、利用契約の締結または履行に伴い取得した会員の個人情報を、本サービスの提供に必要な範囲で、当社または当社が業務を委託する事業者に対して開示することができるものとし、会員はあらかじめこれに同意するものとします。

第16条(譲渡禁止)

会員は、取得した権利を第三者に譲渡、売買、質権の設定、その他の担保に供することを禁止

します。ただし、会員が、当社の承諾を得たうえで本サービスが附帯する電気供給サービスの契約を第三者に譲渡した場合、当該譲渡が行われた日を以て、本サービスの利用規約も併せて当該第三者に譲渡されるものとしします。なお、当該第三者が本サービスの利用を希望しない場合は、当該譲渡が行われた日を以て利用契約は終了するものとしします。

第17条(損害賠償)

会員は、当社に損害を与えた場合、当社に発生した損害の全額を、当社の指示に従い支払うものとしします。

第18条(反社会的勢力の排除)

1. 会員は、第1号に該当する事由がなく、また第2号に該当する行為を行わないことを表明し、また将来にわたっても該当せず、また行わないことを確約するものとしします。

(1) 会員が、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、「暴力団員等」といいます。)であること、または次のいずれかに該当すること

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 会員が、自らまたは第三者を利用して行う次のいずれかに該当する行為

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた要求行為
- ③ 本サービスに関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

2. 当社は会員が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。その場合に当社に生じた損害は会員がすべて賠償するものとし、会員に生じた損害は、当社は一切その責任を負いません。

第 19 条(通知)

1. 当社から会員への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Web サイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日(ただし、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日)に会員に到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で会員に到達したものとみなすものとします。また、前項の通知が Web サイトへの掲載による場合、Web サイトに掲載された時点で会員に到達したものとみなすものとします。
3. 会員が本条第 1 項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第 20 条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第 21 条(法令規定事項)

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところに従うものとします。

第 22 条(管轄裁判所)

本サービスに関し訴訟の必要性が生じた場合は、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって第一審専属的合意管轄裁判所とします。

制定日:2025 年 9 月 1 日

別紙:本サービスの詳細

(1)電気代実績レポートの発行

サービス概要	毎月 1 回、会員が使用する電気供給サービスによる電気利用状況を、時間帯別実績等をもとに分析した結果を記載したレポート(以下「実績レポート」といいます。)を発行します。
実績レポートの発行方法	当社は、実績レポートを、本サービスの申込時に会員が登録した電子メールアドレス宛に、電磁的方法により送付またはその他当社が指定する方法により発行するものとします。
サービス提供期間	実績レポート発行の対象となる電気供給サービスの利用期間は、本サービスの利用開始日が含まれる電気供給サービスの算定期間から、本サービスの終了日が含まれる電気供給サービスの算定期間までとします。

(2)プレミアムカスタマーサポート

サービス概要	電気供給サービスにおける通常のお問い合わせ窓口とは別に、会員専用の電話窓口によるお問い合わせ等の受付、対応を行います。
会員専用番号	本サービスの利用契約が成立後、本サービスの申込時に会員が登録した電子メールアドレス宛に、電子メールにより会員専用番号を送付します。 <u>サービス提供時間</u> 平日 10 時から 18 時(年末年始を除きます)
サービス提供期間	電気供給サービスと同時に本サービスの利用契約を締結した会員は電気供給サービスに基づく供給開始日から、既存の電気供給サービスに追加で本サービスの利用契約を締結した会員は申込日が属する月の翌月1日から、本サービスの利用契約の終了日までとします。
その他事項	プレミアムカスタマーサポートの利用にあたっては、会員の 本サービス加入状況をオペレーターが確認します。会員ではない電気供給サービス利用者に関するお問い合わせはお受付できません。

(3)早期明細発行サービス

サービス概要	本サービスが附帯する電気供給サービスに係る電気料金等の明細書を、通常発行される20日前後よりも早期に発行します(以下「早期明細」といいます。) また、希望する会員に限り、早期明細とは別に、電気供給サービスに係る送配電事業者から提供される使用量データから算出する暫定的な明細(以下「仮明細」といいます。)を、より早期に発行します。なお、仮明細は暫定数値により算出するものであり、実際の請求額を保証するものではありません。
早期明細・仮明細の発行スケジュール	発行スケジュールはそれぞれ以下のとおりとし、本サービスの申込時に会員が登録した電子メールアドレス宛に、電磁的方法により送付またはその他当社が指定する方法により発行するものとします。 早期明細:毎月 10 営業日 仮明細:毎月 2 日、5 日、15 日、20 日 ※本サービスが附帯する電気供給サービスの検針スケジュールに応じて会員が選択できるものとします。
サービス提供期間	早期明細・仮明細発行の対象となる電気供給サービスの算定期間は、本サービスの利用開始日が含まれる算定期間から、本サービスの終了日が含まれる算定期間までとします。
その他事項	・会員は、当社に通知を行うことにより、仮明細の発行を停止することができます。ただし、仮明細の発行を停止した後、改めて発行を希望することはできないものとします。 ・仮明細の発行希望は、本サービスの申込時のみ行うことができるものとし、本サービスの利用期間中に追加をすることができないものとします。

以上